

第 21 期第 15 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 5 月 27 日 (金) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 50 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 5 会議室」

議 題

1 協議事項

(1) 令和 3 年度増殖実績及び令和 4 年度目標増殖量等について (資料 1、1-2)
(相模川漁連、湯河原観光漁協)

(2) 多摩川におけるしじみ採捕の承認について (資料 2)

2 報告事項

(1) 令和 4 年のアユの遡上状況について (資料 3-1、3-2)

3 その他

(1) 令和 4 年 8 月の委員会開催日程について

(2) その他

[参考資料]

山梨県内水面漁場管理委員会指示 (参考資料)

[配付資料]

「海生研ニュース」 No. 154

「水産神奈川」 561 号

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男
遊漁者委員 長塚 徳男
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 井塚 GL、中川技師

議 事

山本事務局長

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況ですが、本日は委員 10 名中 8 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議長

それでは、ただいまから第 15 回の委員会を開会します。

(井貫会長)

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局、水産課からの資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いします。

本日の議題ですが、協議事項が 2 件、報告事項が 1 件、その他となっております。

では、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。本多委員、長塚委員よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず、協議事項(1)の「令和 3 年度増殖実績及び令和 4 年度目標増殖量等について」を議題といたします。

事務局、水産課から補足説明がありますでしょうか。

事) 高安主査

本日委員の皆様には資料を配布しております資料 1 の 2 になりますが、こちらは相模川漁業協同組合連合会から増殖行為の写真を御提供していただきましたので、お配りしております。以上でございます。

議長

他にないということで、では相模川漁連と湯河原観光漁協について、それぞれ議題として取り上げたいと思います。

まず「相模川漁連の内共第 1 号、2 号及び 18 号についての令和 3 年度増殖実績と令和 4 年度目標増殖量等について」ですが、何か御質問、御意見等がありましたらお願いたします。

安藤委員

内共第 1 号ですが、まずヤマメですが、昨年も同様だったと思いますが、林道の工事が遅延しているということで、放流に行けないということですが、これは今年度もかなり遅くまでやるような感じでしょうか。当分放流は無理という感じでしょうか。

萩原委員

年度内には、何とか放流はしていきたいと思っておりますが、ただ、かなり崩壊のエリアが広がっておりまして、また途中で台風を受けると、壊れてしまう。かなりやはり道路自体が狭小でございますから、何とか年

度内には放流はしたいと思います。

安藤委員

分かりました。

道がなければ、トラックなど行けませんので、どうしようもないとは思いますが、もし可能になれば、是非お願いしたいと思います。

それから同じ内共第1号のフナですが、これは確か、昨年度1か所をもうやめたということで、当初計画していた量はどうするのですかという中で、残りの池に配分するというようなお答えがあったかなと思うのですが、何かこの実績で見ると、ちょうどそのなくなった水域の分をやめているのかなという感じに見えるのですが、その辺はどうなのでしょう。

萩原委員

そうですね、実際にはフナは11トン、それがこの実績が9トンですね。達成率はかなり高いと思うのですが。

安藤委員

萩原委員

その分は、これ1か所分だというように見えますよね。おっしゃるとおりです。

安藤委員

去年は少しその分をこう分散しておっしゃっていたので、少し気になっていたものですから、できればお願いしたい。

最後に手長エビですが、去年も種苗が手に入らないということで、もうここ数年そういう状態が続いていると思うのですが、何か目途は立たないですか。

萩原委員

いや、これ今聞いていますと、やはりこの会長にお会いしまして、それを聞いたのですが、やはり当てがないという言い方ですね。入らないのだよということです。

安藤委員

私もこれ気になったので、少し調べてみましたが、漁業権の対象にしているのがこの近くだと、あと茨城ぐらいしかないのですよね。茨城の常陸川だったか、何かその辺りでやってらっしゃるのですが、それで増殖実績を見ると、やはり種苗が手に入らないのか、産卵場造成という増殖方法になっていたのですよ。ですから、いよいよ種苗が手に入らないとなると、それを何年も続けているよりは、私も手長エビの産卵場造成の方法を知らないのですが、もし方法があるのであれば、他のウグイ、オイカワ、コイと同様にそのように代えていって、増殖の実績を残すというのも一つの方法ではないかというように思いますので、何か少し調べていただければなと思いました。

あと、手長エビというのがいわゆるテナガエビだけなのか、相模川、酒匂川にもかなり生息するミナミテナガエビも含めていいのかというところにも引っかかってくるのですが。

今、四万十川の流域で、松下商店というところが、町も協力して、ミナミテナガエビの種苗生産をかなりやられているんですね。

そこは小売対象でやってらっしゃるので、ちょっとその種苗として手に入るかどうかわかりませんが、そういう種苗生産やってらっしゃるところなども、もしよければ当たって見られれば、大分前から話をされれば、もしかしたら種苗として手に入れられるかなという気がしたものですから。

あとは、ミナミテナガエビでいいのかどうかというのをちょっと内水面試験場等に確認してからにしないといけないとは思いますが、参考までに。

萩原委員
安藤委員

これは沖縄ですか。

違います。

ミナミテナガエビという種類は大体相模川辺りまで、一般的に分布しているんですね。普通のテナガエビとミナミテナガエビとか。早川とか、相模川だと、かなりミナミテナガエビが多いのですが、だから相模川に元々いる種類なので、内水面試験場の意見等を聞いて、それでもいいのではないかとということであれば、それも一つの方法かなと思いましたので、参考までに。

萩原委員
安藤委員

この松下商店というのは、所在はどこですか。

四万十の近くですね、何町だったかな、四万十とか、ミナミテナガエビとか、中村商店で検索すれば、引っかかってくると思いますので。

萩原委員
議長
萩原委員

はい、ありがとうございます。

手長エビは、今、天然繁殖は見られているのですか。

これ、放流はしているのですが、そこで釣っているお客さんというのは、見たことないのですよね。ですから、私が放流した時にはかなり1センチ5ミリぐらいのやつしか放流できなかったもので、それ以前はやはり実績はあったのですが、最後になると、1センチ5ミリぐらいの小さいものだったんですね。だから果たしてそれが他で釣れているかどうかとか、ちょっと見てはいないのです。

安藤委員

この辺だと、実際に手長エビの漁をしているのが、大々的にやっているのが多分霞ヶ浦北浦と、あと諏訪湖だけだと思います。だから、もしこの辺で手に入れるのであれば、その辺の漁業組合なりに直接声をかけて、生きたのが手に入るのかどうか、聞いてみるというのも手だと思うのですね。

ただ生産地の茨城でも産卵場の造成でやっているぐらいですから、その

方が現実的なのかなという気はしますけどね。釣っている人がいないとなると生息場所もね、なかなか難しいので、それこそまた内水面試験場さんの方に聞いて、この辺に造ればいいのかと思います。

議長

2、3年前、テレビで多摩川の手長エビ釣りというのを放送していました、テレビで見たことがあるのですが。

安藤委員

多摩川でしたか、こう沢山並べて置いて。

議長

いや、もう本当に遊びでという感じでした。

安藤委員

私も昔さんざんやって非常に楽しい釣りでしたから。

長塚委員

今、荒川、江戸川で釣れますよね。行けば、20から50匹ぐらい釣れます。自然繁殖ですかね、東京都ですが。私も去年行って30何匹釣ったのですが、結構大きいですよ。相模川で見たことないのですが。

安藤委員

要は毎年種苗が手に入らないので、放流しませんでしたというのが繰り返すのはちょっとまずいのかなと思ったので、何らかの対策が打てれば、やっていただければいいのかなと思いました。

議長

よろしく御検討をお願いします。

他に何かございますか。

安藤委員

4ページの内共第18号ですが、これは25年の免許時にアユを20グラムから30グラムを放すと、割り算すると、8,000尾程度という増殖計画になっていて、それで3年度の目標が同じ実績ですが、増殖が40グラムですよ。

計画は3から5グラムのものを多数ということだったのですが、実績は結果的に平均40グラム。漁場計画に近いような大きさになっているのですが、4年度の目標が、また3から5グラムのものを5万尾という当初の計画よりも大分また小さいのを予定しているのですね。

昨年度もその大きさを計画して、結果的に40グラムのものを放流しているのですが、ここのところはやはり当初の計画よりも小さいものを放流した方がいいという考え方なのですかね。

萩原委員

この小さいのというのは、早期に放流するという計画だと思います。それで3から5グラムというのは、県の発眼卵から育ったものを内水面で大きくしているのですが、それがちょうど3から5グラムの稚魚だと思います。それを4月ぐらいの時期に放流するという計画を持っていると思います。

ところが、その内水面の種苗生産したものが、状況的にあまり好ましくないというので、ここで40グラム、ある程度成魚に近いようなものを放流

しているのではないかなというふうに思いますが。

安藤委員 そうすると、本当は漁協さんとしては小さいのをたくさん放流する方が望ましいというふうに考えているのですね。

萩原委員 早期に小さいものを多く放流すると。

安藤委員 今年については、もう実際放流されていますか。

萩原委員 はい、ぼちぼち始めてはいます。

安藤委員 大体、このような大きさが手に入ったと。

萩原委員 これは3から5グラムではないですね、ちょっと大きいですね、12グラムぐらいですかね。

安藤委員 中間ぐらいですかね、分かりました。本当は小さいものをやりたいけれども、なかなか種苗が手に入らないから大きいものになってしまうということですか。

萩原委員 いろいろ御存知かと思いますが、海産の種苗の具合というのが、非常に我々からすれば芳しくないのかなと、ちょっと水が悪いと全部下ってしまうとか、かなりアユ自体が病弱的な感じを漁連の方でも思っているのではないかと思います。

安藤委員 分かりました。

議長 他にございますか。

 ないようでしたら、相模川漁連の内共第1号、2号と18号の令和3年度の増殖実績を承認して、令和4年度の目標増殖量については原案のとおり承認するというところでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 では、そのようにいたします。

 続きまして「湯河原観光漁協の内共第6号の令和3年度増殖実績と令和4年度目標増殖量等について」を議題としますので、何か御質問、御意見がありましたら、お願いします。

安藤委員 アユの放流のところに財政状況困窮のためということが書いてあって、放流がゼロなのですが、直接委員会で言うべきことかどうかわかりませんが、これが続いてしまうと、来年の切り替えのときに漁業権の当事者としての資格要件に関わってくる問題になるのかなと思うのですよね。だから、これが何年も、今年も来年もというように困窮のためにゼロというのがこう続いてしまうのは、どうなのかなという気はしているのですが。

 実態としてそういうことなので、しょうがないのかなとは思いますが。

議長

何か御説明できますか。

水) 中川技師

令和3年度の放流量、人工産が200キロで100キロ足りない。海産が0キロで100キロ足りないということで目標の半分という結果になったかと思うのですが、一応、それでいて令和4年度の目標も400キロで今回上げてきているという状況でございます。

今回、案としてもこう上がってきているわけですが、この8月に中間報告があると思うのですが、その段階でまた放流の状況というのは分かってくるかと思うので、この後、場合によっては、この目標増殖量、令和5年度どうするかといったところについては、増殖計画の再検討をしていく必要があるかなというふうには思っております。今後、水産課でも組合の経営ですとか、遊漁振興についても併せて進めていかなければいけないというふうには思っております。

安藤委員

この状況だと、また遊漁者が放流しないと聞くと、遊漁者が来なくて遊漁券は売れないし、あと組合員もどんどん高齢化だけではなくて、また魚を放流しないなら、減っていつてしまうと、どうにもならなくなってしまふので、何かその辺やられているのかどうかという情報だけでも中間報告で結構ですから教えていただけるとありがたいですね。

山本事務局長

今、御説明があったとおり遊漁者が減っていて、なかなか遊漁料の収入が上がらないと、そういった中で義務放流という事業は厳しいと、過去今までもそういう状況でしたが、何とかクリアしてきてやむなくこういうかたちになっていることもあるのですが、実は、組合の方から経営の改善ということでお願いしますということで指導関係の方が受けていまして、今、湯河原町、それから内水面漁連ですね、そういった方々も交えていろいろと経営改善の方策というのを今、県としても進めているところです。

併せて、もう内水面漁業どこも皆さん厳しいということもあって、湯河原観光漁協だけではなくて、そういった方も取組んでいかなければいけないという認識で内水面漁連とも今その話を進めているところです。以上です。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら、湯河原観光漁協の内共第6号についても令和3年度の増殖実績を認めて、令和4年度の目標増殖量は原案どおり決定するというのでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

続きまして、7ページの案のように今、決めていただきました目標増殖

量等について公表するというところでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

では、そのようにいたします。

議長 それでは、次に協議事項(2)の「多摩川におけるしじみ採捕の承認について」を議題といたします。

本協議資料の資料につきましても、本日、机上配付されております資料2になりますので、事務局から説明をお願いします。

事) 高安主査 【資料2に基づき説明】

議長 ただいま事務局から説明がありました、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

これは川崎市の委託で、大田区の方は大田区がやっているのですか、川崎市が両方やるのですか、何か聞いておられますか。

川崎市からの委託ですよ。

事) 川上代理 そうです。

議長 東京都側の調査もやるのですか。

事) 川上代理 おそらく東京都も基準に基づいてやっていたらと思います。

安藤委員 川崎市からの委託となると、この調査地点図に当然ここを見ると、東京都側も入っていますよね、そうすると、調査対象区域が東京側の区域も含んだものになっているので、最初からこの業者さんが両方やるという前提の計画のように見えます。そういうことでいいのですか。

事) 高安主査 そうです。

申請書の方は、全体調査区域が記載されておまして、資料の3ページのところを見ていただくと、この赤い線で囲まれたところが全体調査対象のエリアになります。その地図の河川内に破線があると思いますが、東京都と神奈川県の間が示されており、調査地点は全部で32地点ありますが、この都県境のラインより下側が神奈川県管理水域として、調査対象が先ほど説明いたしました18地点になります。

安藤委員 細かい点で恐縮ですが、図1の1-C-1と2-C-1という調査地点がちょうどその破線上にあるのですが、これはどちら側の調査区域になりますか。

事) 高安主査 2か所とも神奈川県管理水域の対象地点となっております。

安藤委員 最後の21ページの承認書案ですが、一番下の行の制限又は条件のところを持ち出し終了後は承認書を返納し、となっておりますが、委員会指示の方の1ページの指示内容の1のところでは採捕を制限し、2で採捕を拒んではならないとあるので、要は1(1)の採捕を制限し、及び所持等を禁止する

というのが指示内容だと思いますので、21 ページの今言った持ち出し終了後はというところは、この指示内容と見比べると採捕終了後には、となると思いますが、どうですか。

議長

コイと間違えているかもしれないので、ちょっと確認してみてください。何回もやっているはずですから。

事) 川上代理
議長

確認しておきます。

コイの持ち出し承認の承認書と錯誤したのかもしれないので、確認のうえ正しい表現にするという前提でお願いします。

他に何かございますか。

津谷委員

一応、確認させていただきたいのですが、この申請しなければいけない理由というのは指示のうちの大きさの制限と漁具の制限に引っかかるから申請するということですよ、どこに引っかかるから今回申請する必要があるのですか。

山本事務局長

指示で禁止して制限しているのは大きさの制限と所持販売の制限、それから漁具漁法の制限ということで、それに対して委員会指示の承認書で解除するものは、要はここで言う大きさですよ。それから所持ですね、採捕して持ち帰って調べるということになりますから、それとあとは漁具の関係になろうかと思います。

津谷委員

その3点、要するに例外を認めるという承認の内容ですね。

山本事務局長

はい。

津谷委員

そういう承認になっているのですかね。要するに何を承認したのかというのがこれで分かるのですかね。

山本事務局長

この制限をかけているのが承認書の下枠の部分にある令和4年5月11日付けで申請のあったというところで、神奈川県内水面漁場管理委員会指示第2号に基づきということなので、第2号によって制約されているのは、こちらの資料2の1番になるので、それを除外するということです。特出しで書かれているのは3番の採捕するしじみの数量等ということで、ここで1ミリの目合いのふるい通過しない個体すべてということで、おそらく1.5センチメートルの体長制限というのはここで解除しているということになろうかと思います。

津谷委員

漁具についてもこれはふるいを使っているのですね。

山本事務局長

量ですが、これは委員会指示の制限には入っていませんが、別の調整規則に基づく特別採捕の許可書において、これは調整規則でも量の制限はないのですが、我々行政サイドとして、水産資源の保護の観点からあまりた

くさん採ってもらっても困ると。試験調査の範囲内で留めて欲しいということもあって、これは水産課の方で許可を出すときに制限をかけています。その関係で合わせていただいて、採捕する重量も10キロ以内としていただいているというそのように御理解いただければと思います。

津谷委員

結局、直接その承認をする内容というのはその大きさなのですかね、承認の趣旨は。

山本事務局長

そうですね。特別採捕許可書の方で制限をかけているというものもあります。それに合わせて委員会指示の方にその総量の規制というのがないのですが、ここにどちらかが、例えばそれを外してしまっていると、こっちではよくて、こっちで駄目となって、都合よくいい方に取られてしまうというのもあるかと思しますので、そういったかたちで合わせていただいております。

津谷委員

因みにこの重量の規制というのは何か目安があるのですか。ここまでは許すけど、ここまでは許さないとか。

水) 井塚GL

なかなか明瞭な基準はございません。と言うのは例えば、本当にやろうとするならば、この漁場にしじみがどれぐらいあってというのをまず推定して、それでそれに対してどれぐらい採っているという、それが大丈夫かどうかということですね。そういう評価をしなければいけないのですが、なかなかそこまでには至ってないところがありますので。

例えば、これまでやられている類似の調査等を参考にして、これぐらいの量であれば、資源に影響ないだろうなというところで判断してということだと思います。

議長

よろしいですか。

他に何かございますか。

安藤委員

今に関してですが、採捕する重量10キロ以内とすることで、その所持してはならないというところを10キロまでは所持していいというように言っているのかなという気はするのですね。

議長

調査ですから10キロ以上も採らないでしょうということですよ。

安藤委員

それで、あと所持も禁止しているので、この所持もそこで解除しているのかなというふうに思えると思うのです。あえて所持を認めるとは書いていないので。

山本事務局長

そうですね、採捕だけではなくて、運搬とかそういう試験で調査分析するに当たっての所持ということが所持を認めるとは書いていないのですが。

議長	他になければ、よろしいですか。
津谷委員	もう1点確認させてください。そもそもその指示の方ですが、最初の部分で、しじみ資源保護のために次のとおり採捕を制限し、及び所持等を禁止するというこの所持の方というのは、この大きさ制限に違反したものを所持してはいけないという禁止なのですかね、おおよそしじみを所持してはいけないという指示ではないですよ。
議長	アに違反してです。
津谷委員	そういうことですね。
議長	よろしいですか。
	では、議論も尽いたようですので、21ページの案のとおり、これは表現を確認のうえということですがけれども、しじみの採捕を承認してよろしゅうございますか。
委員一同	(了 承)
議長	ではそのようにいたします。
	では、次に報告事項(1)の「令和4年のアユの遡上状況について」何か補足説明があれば、お願いします。
	特に補足説明はないということですので、御質問、御意見があれば、お願いします。
安藤委員	今年が多そうだということですね。多摩川が桁違いですね。
	内水面の種苗センターの方の生産量は、今年は順調にいつているのでしょうか。
水) 井塚GL 議長	生産量は順調にいつております。
	他になければ、遡上状況について、報告を受けたということでした承することよろしゅうございますか。
委員一同	(了 承)
議長	では、その他のその他になりますけれども、委員の皆様方から何か御発言はございますか。
	ないですか。
	では、事務局、水産課から何かありますか。
	免許更新の漁業権切り替えの手続きはいつ頃から入るのでしょうか。まだ大分先ですか。
山本事務局長	事前の調査ということでしょうか。
議長	委員会の審議について、来年でしょうか。
水) 中川技師	免許の切り換えのタイミングは、令和5年の9月に切り換えて、今現

議長

在、実態調査については進めているところでございます。

また、今後のスケジュール感についてはどこかのタイミングでお示しさせていただきますと思います。

水産課の方でいろいろ調査など入っているということですね、分かりました。

これで委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。